

「独占禁止法における違反抑止制度の在り方に関する論点整理」に係る意見

社団法人 経済同友会

本年1月に施行された独占禁止法(以下 独禁法)の改正に対し、われわれ経済同友会は、その施行前から基本的に賛同する立場をとってきた。独禁法の目的は、「公正かつ自由な競争を維持・促進することによって、国民経済を発達させ、消費者利益を確保すること」であり、そうした目的を達成するためには、違反行為に対する抑止力をより高めることが不可欠だからである。

市場メカニズムに基づく、自由で活力ある経済社会を構築するためには、行政による事前規制を極力排し、公正なルールのもと、市場で自由な競争が行われることが前提であり、その上で違反行為に対しては、司法等による事後チェックが厳格に行われるべきである。そうした点で、独禁法が果たすべき役割は今後も非常に大きいといえよう。

独禁法が所期の目的を達成することを期待する観点から、再改正の指針たるべく、以下のとおり意見を提示する。

われわれが独禁法の違反抑止制度に対して期待する原則は、大きく二つある。

公正で透明なルールに則り、違反行為を適正手続の保障(デュー・プロセス)の原則に従って的確に取り締まり、弊害の程度に見合った措置を行うこと。

上記の措置は、その目的および趣旨が明確で、執行者たる行政の裁量の余地がない、透明かつ予見可能性の高いものであること。

上記2点のスタンスを踏まえ、各論について意見を述べる。

(1) 違反抑止制度の在り方

課徴金制度について

ア) 現行法の抑止力について

- ・ 今回の改正に伴う、課徴金算定率の引き上げそのものに関しては、かねてより違反行為に対する抑止力を高めるために有効であると考えており、一定の評価をしている。
- ・ しかしながら、算定率の水準については、「不当利得相当額以上の金額を課す」としながらも、大企業に比べ中小企業が著しく低い水準にとどまっているなど、企業規模による算定率の差異に加え、業種・業態別の差異も依然として残ったままになっている。

- ・特に、企業規模による差異については、課徴金を科すにあたり、本来は一律とすべき性質のものである。このような差異を維持するのであれば、その合理的な根拠を明示すべきである。

#### イ) 違反行為の類型範囲について

(下記「(3)不公正な取引方法に対する措置のあり方」を参照。)

#### ウ) 減免制度(リニエンシー)について

- ・公正取引委員会(以下 公取委)の調査によれば、事業者による自らの違反行為に係る事実の報告が行われた件数は、改正後3ヶ月間で計26件にのぼっている。したがって、当該制度自体は今後有効に機能することが期待されるものであり、制度の導入意義について、一定の評価をすべきと考える。

#### エ) 法的性格、算定方法について

- ・既述の通り、課徴金は、行政の裁量権が極力働かないよう、その算定基準が明確でなければならない。また、現行の課徴金制度が、「不当利得相当額の返還」に「抑止力効果」を加えるという目的で、「不当利得相当額以上の金銭的不利益処分を課す」という考え方そのものに異論はない。

#### オ) 法令遵守の取り組み程度による減免措置について

- ・各企業が真剣に法令遵守に取り組むべく、適切な体制を構築し、日々内部統制を的確に実施するよう努力することは好ましい。しかしながら、法令遵守の取り組みの適切さを実質的に判定するのは困難であることから、当該減免措置は導入すべきでないとする。

#### 課徴金と刑事罰の併科について

- ・課徴金を今般の改正により「不当利得相当額以上」としたのは、違反行為に対する抑止力を高めるべく、制裁金に相当する金銭的不利益処分を課すためである。しかしながら、刑事罰は「重大かつ悪質な事案」に限定して科される罰則であり、課徴金と刑事罰ではその制裁目的が異なることから、結果的に併科となったとしても、一定の合理性があるものとする。

### (2) 審査審判のあり方

#### 審判官の在り方について

- ・量的な人員の確保のみならず、質的な充実を図るべく、法曹資格を有する人材や、企業経営に精通した、経済の実態に明るい人材などを確保することが必要である。

#### 行政処分後の不服審査について

- ・意見申述・証拠提出などを目的とする、現行の事前手続は、デュー・プロセスを遵守するために必要な手続であり、不服審査時の審判手続と重複していることにはならない。
- ・行政処分後に不服審査を行うことを定めた現行法は、改正前に比べて迅速な処分を講じることを優先した結果によるものであり、改正の必要性はないとする。

#### 不服審査のあり方について

- ・ 処分の迅速性および実効性の確保のために、行政処分後に不服申立てを受け付けるという現行制度のしくみ自体は合理的である。しかしながら、処分を下した公取委がその審判を自ら行い、その申立てに対して審決を出すことができる現行制度は、公正・中立性に欠ける。仮に誤った行政処分を行った場合には、重畳的な誤謬に発展するだけでなく、審判を請求した企業側にとって、重大な時間的損失が発生し得ることを懸念する。
- ・ したがって、審判官制度を公取委から完全に独立した機能として位置づけるよう制度上改めるか、少なくとも不服申立ての段階で、企業側が公取委による審判請求か、裁判所への取消訴訟の提起を選択できるよう改正すべきである。

#### (3) 不公正な取引方法に対する措置のあり方

- ・ 不公正な取引方法による違反行為に対し、その抑止効果を高めるため、課徴金などの金銭的不利益処分を科すことを今後検討していくことに異論はない。しかしながら、既述のとおり課徴金の算定基準と根拠は明確でなくてはならず、規制を強化し、金銭的不利益処分を科すのであれば、その合理的な算定根拠を明示する必要がある。
- ・ 公取委が指定した違反行為の類型には、不当利得相当額の算定が困難なものが多いと考えられるが、算定の可能性について具体的に検討すべきである。
- ・ また、ビジネス環境の変化に伴い、新しいタイプの違反行為も生じていると思われ、現在公取委が指定している違反行為の16類型については再度見直しを行い、適宜改定しながらガイドラインの充実化を図る必要がある。

#### (4) その他

##### 公共調達における入札談合問題について

- ・ 論点整理にも一部ある通り、違反行為の多くが官製市場において繰り返されていることに鑑みて、官製談合防止法など、独禁法以外の関連法制等をも含めて一体として見直すべきである。

今回示された論点整理は、内閣府に設置された基本問題懇談会における議論を整理したものであるが、いまだ一定の方向性を有しているものではない。

独禁法が事業者の経済活動、ひいては国民の消費者利益に重大な影響を与えることに鑑みれば、具体的な改正法案(法律案要綱)作成にあたっては、細部にいたるまで時間をかけた国民的議論を必要とすることは論を待たない。

内閣府においては、今回の意見聴取によって寄せられた意見をもとに、速やかに改正の方向性とその範囲を定めるとともに、具体的な法案作成の段階で、十分な時間的余裕をもって、いま一度広くパブリック・コメントに付すことを求める。

以 上